



ポイ捨て・不法投棄をなくしましょう！

◆不法投棄は犯罪です！

ごみをみだりに捨てることは、法律で禁止されています。

決められた処分方法に従わずごみや廃棄物を空き地や山林などに捨てる「不法投棄」。

不法投棄は周囲の景観を損なうだけでなく、重金属などの有害物質による土壌や地下水の汚染など自然環境を破壊し、生活環境にも悪影響を及ぼします。

『不法投棄の事例』

- 自転車、バイク、自動車などを路上や空き地などに放置する
- テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、エアコンなどの家電製品を捨てる
- 建設廃材、農業用廃材などの産業廃棄物を捨てる
- 自動車部品や家電製品などの処理に困った物を町内の集積所に放置する

※これらの廃棄物を燃やしたり、地中に埋めることも禁止されています。

一人ひとりがルールを守り、ごみを捨てることに対してモラルを持つことが必要です。「少しぐらいなら？」「自分一人ぐらいならかまわない？」といった身勝手な行為は許されません。

◆不法投棄は懲役・罰金が科せられます！

ごみを空地などに投棄することは犯罪です。不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金など厳しい罰則が科せられます。

◆土地の所有者・管理者の皆さんへ

不法投棄を防止するために、空き地、駐車場、山林など土地の所有者・管理者の皆さんは、次のことに努めましょう。

- 土地に立ち入らないような柵やロープの設置
- 不法投棄禁止などの看板の設置
- 雑草が繁茂しないよう草刈りの実施
- 定期的な見回りの実施

◆不法投棄を発見した場合

不法投棄の現場を見かけた人は、すぐに警察や県央保健所、環境保全課に連絡してください。

環境出前講座を ご活用ください！

市では、未来を担う子どもたちに、ごみや環境について理解を深めてもらうために、出前講座を行っています。

学校や放課後児童クラブ、子ども会などへ、職員が出向いて説明します。

『申込方法など』

- 対象／10人以上の団体・グループ
- テーマ／地球温暖化、大村湾、リサイクルなど
- 費用／無料

※事前に日時、場所、テーマなどについてご相談ください。

※市のホームページからも申し込みできます。





精霊船の小型化にご協力 ください

精霊船を製作する場合は、町内会長会連合会との申し合わせ事項により、次のことを守ってください。

○大きさ

・全長3メートル以下(みよし部分を含む)

・全幅2メートル以下

・高さ3メートル以下(かついだとき)

※全長が2メートルを超える場合は、警察署へ道路使用許可申請の提出が必要です。

○材料

プラスチック系の素材は、できる限り使用しないでください。

※詳しくは、「広報おおむら8月号」でお知らせします。



第30回 空きかん回収キャンペーン

6月5日の「環境の日」前後は、県下で一斉に空きかん回収キャンペーンが実施されます。

郷土の環境美化を図るため、多くの皆さんの参加をお願いします。

○とき／6月13日(日)、午前7時30分～8時30分

(各町内で変更自由)

○ところ／中央会場

・馬場先波止

・森園公園

・鹿ノ島入口 ※大村市漁協松原支部前集合

○実施方法／各町内でも、子ども会などの団体へ呼びかけて町内の清掃をしましょう。

○安全対策／交通量の多い道路、がけなどの危険な場所は避けましょう。また、マムシ、ハチ、ハゼの木などの有害な動植物には充分注意してください。



清掃センター搬入品の もったいない抽選会2010

○とき／6月6日(日)

申し込み 午前10時～10時30分

抽選会 午前10時30分～11時30分

○ところ／清掃センター(森園町)

○内容／清掃センターへ搬入されたものの中からまだ使えるような家具や家庭用品を展示し、抽選でおゆずりします。

※当選品の配送はできません。

